

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第3項	要介護旧措置入所者の利用者負担の減免認定	介護保険課

- 1 審査基準は、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第3項に定める基準を審査基準とする。
- 2 標準処理期間は、30日とする。